

## 委員 雑 感

公益委員 田中 佐和子

早いもので、労働委員会の委員になってから10年目を迎えています。

恥ずかしながら、委員になるまでは労働委員会の存在を知らず、当然、労働委員会の役割もわかっていませんでした。

委員になってから、公益委員、労働者委員、使用者委員の方々との関わりのなかで自分の視野が少しずつ広がってきたように感じています。

今回は、それなりの期間を過ごして、今思うことを書いてみたいと思います。まず、働く方々へ。

私が学生の頃は、社会科で労働三権を学ぶくらいで、かなり昔に会社員だった時も就業規則の知識すらありませんでした。

その頃は、セクハラやパワハラという言葉を目にしたこともなく、働くなかで疑問や不満、何かもやもやしたことがあっても、ほかの社員と愚痴を言いあったり、自分でストレスを発散するくらいでした。

今ほどではなくても、当時も労働委員会をはじめ、いろいろな相談窓口はあったのですが、知りませんでした。

会社を辞めるとまず収入を失いますし、仕事を続けたいのに辞める理由が就労環境等の原因であるなら、なんとか退職を避けるべく行動してほしいと思います。

労働委員会では相談会のほか、「あっせん」を行っています。本来は、労使間のトラブルが大きくなる前に両者を調整して労使関係を改善し就労を継続することを目指していますが、実際はメンタル不調などで労働者が辞めた後に申請されることが多く、もう少し早く相談があれば・・・と思うことも多々あります。

外部の立場の違う人の意見を聞くことが助けになることは大いにあります。

メンタル不調に陥るなどする前に、まずは相談することを考えてみてください。次に、雇用する方々へ。

労働関係法令では、労働時間、パートタイムや有期雇用、育児や介護など様々な分野に改正がなされ、近いところでは2024年問題がとりあげられています。

インターネットの時代は、労働者もいろいろ知識を得ます。仮に、労働環境になんらかの問題があったとしても、辞めていく人が本当の理由を明らかにするとは限らず、改善が必要な事柄を見逃してしまう可能性があります。

人手不足に関連しては、県内86%の首長が外国人材の受け入れ推進が必要と回答したとの新聞報道もあり、世代間格差にとどまらず、今後はこれまでも増して様々な行き違いや誤解に基づく問題に直面することが予測されます。

労働委員会は、公・労・使の各委員で構成しており、決して労働者側だけのためのものではありません。

相談会や場合によっては「あっせん」を利用して、人材を失うことがないようにしていただきたいと思います。

最後に、労働委員会は、労使に同じ方向を向いて良好な労使関係を形成していただくために努めますので、是非利用してください。